



発信者: 株式会社佐々木総研 福岡県北九州市八幡東区石坪町 10-13 TEL. 093-651-5533

平成 24 年度診療報酬改定における施設基準届出、4 月 16 日迄
《厚生労働省・事務連絡》

厚生労働省は3月14日、「平成24年度診療報酬改定における届出の留意事項について」を保険局医療課から各地方厚生(支)局医療課に向け発出した。これは今次改定について、これまでに関係告示等を公布している内容につき、特に留意すべき事項と訂正事項に対する対応を求めたもの。

具体的には、以下の通り。

▼施設基準に係る届出の提出期限

平成24年4月1日に遡って算定するための届出の提出期限については、4月16日(月)であること。

▼有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料の相互算定について

① 区分番号A108に掲げる有床診療所入院基本料の注9及び区分番号A109に掲げる有床診療所療養病床入院基本料の注9に係る施設基準(「有床診療所入院基本料を算定する病床及び有床診療所療養病床入院基本料を算定する病床の双方を有すること」)の届出については、当該診療所が平成24年3月31日以前に既に提出している有床診療所入院基本料に係る施設基準の届出及び有床診療所療養病床入院基本料に係る施設基準の届出の双方をもって、その届出があったものとみなすこと。

② ①の施設基準の届出があったものとみなされる診療所については、その旨を明示し、他の診療報酬改定に係る施設基準の届出に係る通知とあわせて、審査支払機関に対して通知すること。

▼CT撮影及びMRI撮影の施設基準の改正について

CT撮影及びMRI撮影については、施設基準の改正(医療機器の保守管理計画の有無等に係る基準の新設)に伴い、平成24年3月31日において現に届出を行っている保険医療機関であっても、平成24年4月1日以降に当該点数を算定するに当たり、再度、様式37の届出が必要であるので留意すること。

▼基準調剤加算の施設基準の改正について

基準調剤加算については、施設基準の改正(医薬品の備蓄品目数に係る基準の変更及び地域の保険医療機関の通常の診療時間に応じた開局時間となっている旨の基準の新設等)に伴い、平成24年3月31日において現に届出を行っている保険薬局であっても、平成24年4月1日以降に当該点数を算定するに当たり、再度、様式84の届出が必要であること。また、地域の保険医療機関の通常の診療時間に応じた開局時間となっている旨の基準を満たしていない保険薬局については、平成24年7月1日以降に当該点数を算定するに当たり、再度、届出が必要であること。

—等

平成24年度介護報酬改定に関するQ&A、公表

《厚生労働省》

厚生労働省は3月16日、「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A」を老健局高齢者支援課・振興課・老人保健課から各都道府県介護保険担当課（室）に向け発出した。

これは全国の自治体等から厚労省に寄せられた質問をまとめ、回答を示したもの。カテゴリー別に整理され、全251項目で構成されている。中でも、診療所経営において注視される、改正介護保険法で創設された『複合型サービス』については20項目掲載されている（以下、一部抜粋）。

Q. 「病院や診療所が複合型サービスを行う場合には、複合型サービス事業所としての申請は必要か」

A. 必要である。

Q. 「病院又は診療所について、保険医療機関の指定があったときには、複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。）の指定があったものとみなすこととされているが、今回の訪問看護と小規模多機能型居宅介護の組み合わせによる複合型サービスについては、この『厚生労働省令で定めるもの』に該当するのか」

A. 該当しない（＝みなされない。）今後、医療系サービス同士の組み合わせによる複合型サービスが創設された場合には、厚生労働省令で当該組み合わせによる複合型サービスを定めることとなるが、今回の訪問看護と小規模多機能型居宅介護の組み合わせによる複合型サービスはこの対象ではない。

Q. 「病院又は診療所である訪問看護事業所については、当該事業所の看護職員が常勤換算方法で2.5以上の場合であって、複合型サービスの事業と訪問看護の事業とが一体的に運営されている場合には、複合型サービスの看護職員の人員配置基準を満たしているものとみなすことができるのか」

A. 複合型サービス事業所の看護職員の人員配置基準を満たしているものとみなすことができる。

電子レセプト請求、突合点検・縦覧点検スタートへ

《社会保険診療報酬支払基金》

社会保険診療報酬支払基金では、平成24年3月審査分から、同一保険医療機関・同一患者に係る同一診療（調剤）月において、「突合点検」ならびに「縦覧点検」を実施することを公表した。突合点検では、医科レセプトと調剤レセプト・歯科レセプトと調剤レセプトを対象に電子的に突き合わせ、傷病名と医薬品の適応、投与量や投与日数を点検し、結果査定する。縦覧点検では、同一保険医療機関・同一患者のレセプトについて直近6か月分のレセプトと組み合わせ、診療行為の回数など、その適否をチェックし、結果で査定する。

今回、突合点検・縦覧点検に至った経緯は、行政刷新会議において「レセプト審査の適正化」が俎上に載せられたことからスタートしており、その後、厚労省に設置された「審査支払機関の在り方に関する検討会」にて議論が重ねられたものである。